

「蒲郡駅事件」民事裁判不当判決を弾劾する声明

本日、名古屋地方裁判所は「蒲郡駅事件」就業制限措置取消等請求事件及び解雇撤回を求めた民事裁判において「原告の請求を棄却する」という不当な判決が下された。

われわれは、この不当判決を満腔の怒りを込めて弾劾すると共に直ちに控訴して闘うことを確認した。

そもそも蒲郡駅事件は、2007年7月13日に突如として、JR東海労本部、名古屋地本、蒲郡駅、そして加藤誠二さんの自宅に強制家宅捜索が入ったことで、われわれが知る事となったのである。会社は、公安警察の連携のもとにその日に加藤誠二さんに「就業制限通知」を通知したのである。その以前に加藤誠二さんの代替要員まで配置していたのである。このように公安警察とJR東海によって仕組まれ予め用意周到に準備された事件なのである。この一連の事実だけでも労働組合破壊を目的とした政治弾圧であり国策捜査といえるのである。

だからこそ、判決の中で刑事裁判の「推認できる」「推測できる」同様に「窃盗については相当程度証明されている」。あるいは、東海労のホームページと古田文書は、鑑定の結果「同一の可能性、合理性は高い」。フッター問題は、「本件文書類の類似性は肯定できる」。「推認される」「可能性はありうるんだ」など、何一つ断定的な表現を含めて「原告の請求を棄却」する理由が存在しないのである。

にもかかわらず、あらかじめ刑事裁判同様に有罪ありきから問題を組み立てて、会社の言い分だけを全面的に認めて不当判決を言い渡したのである。まさに、裁判所自らが政治弾圧に与して労働組合破壊するに手を貸したのである。まさに、司法の反動化なのである。

このような裁判所・会社・検察が一体となったでっち上げによる「不当判決」を私たちは絶対許さない！！

われわれは、これからも全組合員の総力を結集して加藤誠二さんの完全無罪・早期職場復帰を勝ち取るまで闘う！JR総連に結集する全国の仲間とともに闘う！すべての良識ある労働者とともに闘う！

正義はわれにあり！

2009年5月19日

JR東海労働組合新幹線地方本部